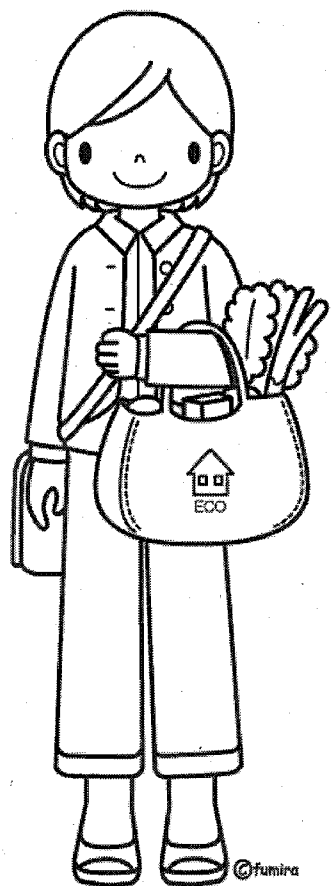


知多南部広域環境組合のあらまし

(平成23年3月)



知多南部広域環境組合

知多南部広域環境組合のあらまし

1 知多南部広域環境組合を構成する市町

市町名	所在地
半田市	半田市東洋町二丁目1番地
常滑市	常滑市新開町四丁目1番地
南知多町	知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地
美浜町	知多郡美浜町大字河和字北田面106番地
武豊町	知多郡武豊町字長尾山2番地

2 知多南部広域環境組合設置の理由

ごみの排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するに当たっての課題に対応するため、国は各都道府県に対して「ごみ処理広域化計画」の策定を打ち出しました。これを受けた愛知県は、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（平成10年10月愛知県環境部廃棄物対策課）を策定し、焼却能力300t/日以上の中連続炉への集約化を目指して、県内を13ブロックに区割りをいたしました。その一つが知多南部地域となっています。

この広域化計画を受けて、知多南部地域の2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）は、知多南部地域ごみ処理広域化ブロック会議を設置（平成11年10月）するとともに、広域化を推進するために「知多南部地域ごみ処理広域化計画（平成13年度）」を策定いたしました。

その後の経済状況の変化や社会情勢の影響により、廃棄物は質の多様化が進み、適正処理が困難な状況になっている一方で、半田市クリーンセンターと常滑武豊衛生組合クリーンセンターのごみ処理施設の老朽化も進行しており、策定した広域化計画を更に推進していくことが必要になってきました。

このような状況を踏まえ、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」に沿う形で、知多南部地域の2市3町が共同してごみ処理施設の建設を進めるべく協議、検討を続けた結果、知多南部地域を1施設に集約することにより、スケールメリットを生かし、環境への負荷、施設建設及び運営コスト等の縮減が図られることから、循環型社会の形成、周辺環境及び地球環境の保全に配慮した広域的組織である一部事務組合「知多南部広域環境組合」を設置いたしました。

3 ごみ処理広域化事業の経過と今後の予定について

(1) これまでの事業経過

年 度	事 業 経 過
平成 9 年度	当時の厚生省は、全国自治体のごみ焼却炉からのダイオキシン類の発生を防止するため、低温燃焼を引き起こす炉の起動・停止の反復を避け、連続稼働に必要なごみ量を安定的に確保できるよう処理対象地域を広域化するとともに、再資源化・熱エネルギー利用の推進、スケールメリットによる事業コストの削減なども併せて図るため、各都道府県に対し「ごみ処理広域化計画」の策定を指示した。
平成 10 年度	愛知県は、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定し、処理能力 300 t / 日以上全連続炉への集約を目指し県内市町村を 13 ブロックに区割りした。そのうちの 1 つが知多南部地域。
平成 11 年度	県の計画を受け、「知多南部地域ごみ処理広域化ブロック会議」を設立した。
平成 13 年度	「知多南部地域ごみ処理広域化計画」を策定した。
平成 18 年度	知多南部地域の「ごみ処理基本計画」、「広域ごみ処理施設整備基本計画」、「P F I 導入可能性調査」を取りまとめるとともに、環境省へ「地域計画」を提出し国庫交付金の対象事業として承認を受けた。
平成 19 年度	半田市が担当してきたブロック会議事務局に他市町の常勤職員も勤務し、事務局の充実を図った。また、地域内から広域施設の建設候補地をリストアップのうえ選定を行い、最終候補地を半田市クリーンセンター敷地内とすることとした。
平成 20 年度	建設候補地の隣接地区に向けた住民説明会を開催した。また、広域化にあたっての課題を整理し、その方向性を協議した。
平成 21 年度	事業主体となる新たな一部事務組合「知多南部広域環境組合」の規約や施設建設に伴う地元対策費の内容について協議、調整を行い、各市町の 12 月議会において組合設置議案の可決を得たうえで、愛知県知事から「知多南部広域環境組合」設置の許可を受けた。
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・知多南部広域環境組合発足 平成 22 年 4 月 1 日 ・ごみ焼却処理方式等（炉方式等）を「ストーカ方式+焼却灰等を民間でリサイクル又は埋立処分」とすることを決定。※① ・ごみ処理施設の建設・運営事業の事業方式を D B O（公設民営）方式とすることを決定。※②

平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミ焼却施設整備計画等策定業務 ・ 地質調査、測量調査業務 ・ 環境影響評価調査業務（計画準備、方法書の作成、公告・縦覧） ・ 都市計画決定手続（都市計画素案の作成、閲覧、素案の説明会）
----------	--

※① ストーカ方式：ストーカ（火格子）の上にごみを供給し、ストーカ下より高温空気を送風し、「乾燥」「主燃焼」「後燃焼」の工程により燃焼処理するもの。（現在 2 市 3 町で採用している方式と同じ。）

全国で最も実績を有している炉方式で、安定稼働が可能である。

※② DBO方式：公設民営方式。

公共（組合）が資金調達し、施設の設計、建設、維持管理、運営までを民間業者に包括的に委託する方式。

(2) 今後の主な事業予定

事業内容		予定時期
環境影響評価調査業務（コンサルタント会社へ委託） 23・24 年度：現地調査、準備書作成、公告・縦覧・説明会 評価書作成、公告・縦覧		（平成 22 年度）～24 年度
都市計画決定手続 23・24 年度：都市計画案の作成、公告・縦覧 都市計画決定告示、計画図書の縦覧		（平成 22 年度）～24 年度
施設整備・管理運営事業発注支援業務 （コンサルタント会社へ委託） ・ 民間事業者選定委員会の設置及び事業者選定		平成 23 年度～24 年度
民間事業者 による	実施設計業務	平成 25 年度
	施設整備工事	平成 26 年度～28 年度
	維持管理・運營業務	平成 29 年度～

知多南部広域環境組合規約

平成22年2月1日

愛知県知事許可

(組合の名称)

第1条 この組合は、知多南部広域環境組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「組合市町」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、ごみ焼却施設、ごみ中継施設及び粗大・不燃ごみ処理施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、半田市乙川末広町50番地に置く。

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、16人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

- (1) 半田市 4人
- (2) 常滑市 3人
- (3) 南知多町 3人
- (4) 美浜町 3人
- (5) 武豊町 3人

(組合議員の選挙)

第6条 組合議員は、組合市町の議会において、その議会の議員のうちから選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、その欠員を生じた組合市町の議会は、補欠選挙を行わなければならない。

3 前2項に規定する選挙を行うべき事由が生じたときは、管理者は、その旨を組合市町の長に通知しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する選挙が終わったときは、組合市町の長は、直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、組合市町の議会の議員としての任期による。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第8条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長を、それぞれ1人選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(組合の執行機関の組織)

第9条 組合に管理者1人、副管理者5人及び会計管理者1人を置く。

2 前項に定める者を除くほか、組合に職員を置く。

(組合の執行機関の選任の方法)

第10条 管理者は、組合の議会において、組合市町の長のうちから選挙する。

2 副管理者は、管理者を除く組合市町の長及び管理者の属する市町の副市長又は副町長をもって充てる。

3 会計管理者は、管理者の属する市町の会計管理者をもって充てる。

4 前条第2項の職員は、管理者が任免する。

(管理者及び副管理者の任期等)

第11条 管理者及び副管理者の任期は、それぞれその者の属する組合市町の長、副市長及び副町長としての任期による。

2 管理者及び副管理者は、組合市町の長、副市長及び副町長でなくなったときは、その職を失う。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、人格が高潔で、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下「識見を有する者」という。)及び組合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(組合の経費の支弁の方法)

第13条 組合の経費は、組合市町の負担金、手数料その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、次に掲げる割合により組合市町が負担する。

(1) 施設の設置に要する経費は、100分の10を均等割とし、100分の90を前年度の10月1日現在における住民基本台帳人口及び外国人登録者数の合計数によりあん分する人口割(以下「人口割」という。)とする。

(2) 施設の管理に要する経費は、100分の10を均等割とし、100分の40を人口割とし、100分の50を前年度の12月末日現在における前1年間のごみの搬入量によりあん分する搬入量割とする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約により、初めて管理者が選挙されるまでの間、管理者の職務は、半田市長が行うものとする。
- 3 施設の供用開始後、第13条第2項第2号のごみの搬入量を算出する際の期間が1年に満たない場合においては、当該不足する期間中に組合市町が次に掲げのごみ処理施設に搬入したごみの搬入量をもって充てる。
 - (1) 半田市クリーンセンター条例（昭和49年半田市条例第56号）に規定する半田市クリーンセンター
 - (2) 常滑武豊衛生組合クリーンセンターの設置及び管理に関する条例（平成2年常滑武豊衛生組合条例第3号）に規定する常滑武豊衛生組合クリーンセンター
 - (3) 知多南部衛生組合廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（昭和59年知多南部衛生組合条例第2号）に規定する知多南部クリーンセンター

参考

知多南部2市3町管内図

